令和8年9月1日

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に

改正道路交通法施行令施行

60km/h

5 (km/h

▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

1 道路標準又は 道路標示による 中央線又は 車両通行帯が 設けられている 一般道路



道路の構造上又は 相その他の工作物に より自動車の通行が 往復の方向別に 分離されている 一般道路



高速自動車国道のうち、本線 車道並びにこれに接する加速 車線及び減速車線以外のもの

自動車専用道路



- ◆道路標準又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標準により最高速度が 40km/h と指定されている生活道路では、最高速度は 30km/h ではなく 40km/h となります。
- ◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。